

適正な司法試験合格者数への減員と裁判官及び検察官の適切な配置を求める件

政府は、平成 14 年 3 月に多様化・増大化する法的需要に対応するため、司法試験合格者数を年間 3,000 人程度とすることなどを掲げた司法制度改革推進計画を閣議決定した。平成 12 年頃の司法試験合格者数は 1,000 人程度であったが、この推進計画により合格者数は増加を続け、平成 19 年から平成 25 年までは毎年 2,000 人を超えるに至っていた。政府は、平成 27 年 6 月に法曹養成制度改革推進会議において、司法試験合格者数について、新たな方針を決定し、1,500 人程度を維持するとしている。

推進計画により司法試験合格者は増加したものの、裁判官及び検察官の採用人数に目立った増加はなく、結果として法曹人口のうち弁護士数だけが急増している。

このことにより、司法修習修了時点で弁護士未登録者が多数出るなど弁護士の就職難が顕著であり、先輩弁護士の指導を受けながら訓練する O J T の機会が不足することによる弁護士の質の低下が懸念されており、その不利益は、地域住民の負担に帰する結果となる。

その一方で、全国的にも裁判官や検察官が常駐しない裁判所、検察庁の支部が存在しており、地域住民の権利の実現、擁護のための司法基盤が整っているとは言い難い状況にある。

よって、国会及び政府におかれては、法的需要に見合った司法試験合格者数とするとともに、司法基盤の整備の観点から裁判官及び検察官の適切な配置を強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 27 年 12 月 21 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
法務大臣 様

仙台市議会議長 岡 部 恒 司